



広報

つがる

2006

3.1 No.26

お知らせ号

市の人口と世帯数(平成18年2月15日現在) 人口 39,991人(男 19,184人/女 20,807人) 世帯数 13,206世帯





三月の行政相談

〈木造会場〉

日時 十日(金)・二十四日(金)
午前十時～午後二時
保健センター和室

場所 行政相談員 小田原一次 氏
木造千年九一ー

電話 四二一三二五七

〈森田会場〉

日時 十日(金)
午前十時～正午
場所 森田高齢農業者生きがいセン
ター

行政相談員 佐藤 朋子 氏
森田町床舞豊原八四一ー

電話 二六一二三七〇

三月の献血

日時 二十三日(木)
午前十時～正午
午後一時～午後三時三十分
場所 保健センター前

●柏ふるさと交流センター 利用者の方へ

つがる市には、生涯学習施設が「松の

館」と「柏ふるさと交流センター」と二カ所あります。しかし、減免規定及び使用料の市外利用者の加算率が統一されていませんでしたが、平成十八年四月一日より、次のとおり改正になります。

一、減免される場合

- ① 市が主催又は共催する行事に使用する場合 (使用料の全額)
- ② 市が後援する行事に使用する場合 (使用料の半額)
- ③ 市内の小中学校、中学校及び養護学校が教育課程に基づく学習のため団体に使用する場合(使用料の全額)
- ④ 市内の小中学校、中学校、養護学校のPTA及び、市内の幼稚園、保育所並びにそれらのPTAが、それぞれの活動のために使用する場合 (使用料の半額)
- ⑤ 市内の社会教育団体及び文化活動団体が、それぞれの事業や活動に使用する場合 (使用料の半額)

二、使用料については、平成十八年四月一日より、市外に住所を有する者が使用する場合は、使用料の一割増しから二割増しになります。

●公民館施設利用団体の方へ

平成十八年四月より、社会教育関係団体が、公民館を利用する場合は、市教育委員会に、社会教育関係団体としての認定申請をしていただき、認定された団体のみ使用料が減免されます。

平成十八年四月以前に、公民館を使用し、減免を受けていた団体は、認定申請書を市教育委員会に提出してください。認定申請書は、各公民館、市教育委員会 生涯学習課にあります。

なお、平成十八年四月一日より、減免率は次のとおりです。

減免できる場合

- ① 市及び教育委員会が主催及び共催して使用するとき。 (使用料の全額)
- ② 国及び他の地方公共団体が使用するとき。 (使用料の半額)
- ③ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条の規定に基づく市立の学校若しくは幼稚園又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条の規定に基づく市内の保有所が自ら使用する場合でその目的が公益又は教育のために使用するとき。 (使用料の全額)
- ④ 教育委員会が認定した社会教育関係団体及びその加盟団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。 (使用料の百分の九〇)
- ⑤ その他市が認定した各種団体及びその加盟団体が市の後援を得て公益のために使用するとき。 (使用料の百分の九〇)

問い合わせ先

市教育委員会 生涯学習課
電話 四九一―二〇〇
内線 一〇・一五

つがる市文化団体協議会 への加入について

つがる市文化団体協議会では、平成十七年十一月に文化祭を実施したところがあります。平成十八年度も引き続き文化活動の向上に努めます。

つきましては、つがる市文化団体協議会への新規加入希望及び継続加入確認のため、下記により申し込むようお知らせいたします。

一、新規加入希望のある方(団体)は、「入会届出書」を四月一日までに提出してください。規定に従い、理事の方に総会開催案内を送付します。

(申し込み用紙は、各地区公民館・市教育委員会にありますので、理事名等を記入の上、地区公民館・市教育委員会に提出して下さい。)

二、平成十七年に加入し、平成十七年度会費を納入している団体代表者には、「継続加入確認のため、「入会届出書」を送付します。継続のときは、総会出席理事名など記入の上、同封の封書にて、四月一日までに提出してください。理事の方に総会開催案内を送付します。

三、平成十八年度総会は五月十二日(金)午後一時三十分より松の館にて開催します。

問い合わせ先

つがる市文化団体協議会
事務局長 平川 俊治
電話 四二一―一五八八

ボランティアガイド募集

つがる市では、六月一日から六月三十日まで「定期観光バス」を運行する事になりましたので、ボランティアガイドを募集いたします。

一ヶ月間のガイド回数は二回から三回程度です。

初夏のつがる市をガイドしてみませんか！

立ち寄り場所 ベンセ湿原・出来島埋没林・つがる地球村・津軽新田発祥の「柏の木」・縄文住居展示資料館「カルコ」

申込期限 三月三十一日(金)

問い合わせ先

市役所 商工観光課

内線 四三二

●国民年金保険料の未納は ありませんか

平成十七年度分の国民年金保険料は四月中に納めてくださるようお願いいたします。ただし平成十八年三月分の保険料の納付期限は五月一日です。未納期間は、納付期限から二年を経過すると、時効により納めることができなくなるのでご注意ください。

未納期間があると将来受ける年金が減額されたり、万一のケガや病気による障害基礎年金、あるいは子のある妻や子を

残して一家を支える加入者が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合もあります。未納がないかお手元の納付書の確認をお願いします。

納める場所は、納付書に現金を添えて、各金融機関、コンビニエンスストア、社会保険事務所の窓口となっています。

また、納める方法として口座振替が便利です。毎月納める場合、翌月末の引き落としとなっていますが、口座振替の早期制度で当月末引き落としにすると、毎月五〇円(平成十八年度)割引になります。その他、お得な一年または六カ月分の前納制度もありますが、口座振替で前納した場合は現金で納めるより割引額が増えますのでぜひご利用ください。

●年金は将来も安心です

国民年金は、国が責任を持って安全・確実に運営する制度です。これまで国民年金(基礎年金)の給付に必要な費用の三分の一を国が負担してきており、その割合は平成二十一年までに二分の一に引き上げられることになっています。



国民年金は「世代間扶養」の仕組みによりどんなに長生きしても生涯にわたって受け取ることができます。また、将来

の経済状況の変化に応じ、年金額も改定されていきます。

年金は老後の生活を支えるだけではなく、妻や子が残されていた夫が亡くなり子のある生活を支えていた夫が亡くなり子のある障害年金や遺族年金も保障しています。さらに税金面でも有利で、納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

問い合わせ先

市役所市民課 国民年金係

内線 二六一・二六七

五所川原保健所・西北地方福祉事務所の謄ケ沢支所が閉所

三月三十一日で、

・五所川原保健所謄ケ沢支所

・西北地方福祉事務所謄ケ沢支所

が閉所します。

これまで謄ケ沢支所で行っていた業務は「五所川原保健所」及び「西北地方福祉事務所」へ引き継がれます。

問い合わせ先

五所川原保健所

住所 五所川原市末広町一四

電話 三四一・二二〇八

西北地方福祉事務所

住所 五所川原市栄町一〇

(五所川原合同庁舎二階)

電話 三四一・二二一一(代)

つがる市手話講習会の開催

日時 四月十一日～五月三十日

毎週 火曜日(全八回)

午後七時～八時三十分

場所 木造中央公民館

受講料 無料(ただしテキスト代千二百円)

円白費)

問い合わせ先

つがる市手話サークル『カッコウ』

事務局 木村

電話・FAX 一六一・三三〇三

又は 社会福祉協議会内 盛

電話 四二一・四六六〇

稲垣中学校同窓会総会の開催

市立稲垣中学校同窓会(会長 山口久)では、左記のとおり総会を開催いたしますのでご出席ください。

日時 三月九日(木)

午前十時三十分～

場所 稲垣中学校

案件

- ①経過報告及び事業計画について
- ②決算及び予算について
- ③新校舎落成記念行事について
- ④その他

問い合わせ先

市立稲垣中学校教頭 稲垣敏則

電話 四六一・二〇三二

引越しの際は水道企業団 にご連絡ください

○利用の開始

水道の利用を開始する場合は、開始予定日の四日～五日位前までに、水道企業団へ電話で連絡ください。

開始一カ月ほどで納入通知書が配布されますので、お近くの金融機関（コンビニ・郵便局を除く）で支払ください。

お支払は口座振替が便利です。通帳と印鑑を持参のうえ、金融機関の窓口で「水道料金口座振替依頼書」に記入して申し込みください。

○利用の中止

水道の利用を廃止したり、長期間にわたって中止する場合は、予定の四日～五日位前までに水道企業団へ連絡ください。

また、長期間の不在や転出の際は事故防止のため、必ず水抜きをようお願いいたします。

問い合わせ先

津軽広域水道企業団西北事業部
総務課業務係

つがる市木造柴田弥生田二一
電話 四二一七二二一

小型船舶操縦者法の 無料説明会

平成十五年六月一日より小型船舶操縦

者法が施行され、小型船舶免許について大きく法律が改正されました。

説明概要

- ① 免許取得時（新法に基づく学科・実技試験のあり方について）
- ② 免許取得後（小型船舶操縦者法に基づく遵守事項について）
- ③ 遵守事項違反点数数制・違反後の行政処分
- ④ 若人免許取得援助について

日時・場所

- 三月十八日（土）
午前8時～11時30分
中泊町総合文化センターパルナス
午後の部 一時～二時三十分
鱒ヶ沢町日本海拠点館
三月十九日（日）
午前の部 10時～11時30分
五所川原市 北地方教育会館

入場料無料・資料無料

※資料等の準備の都合上、参加希望者は電話にてお申込下さい。

申し込み・問い合わせ先

マリナライセンス教育センター
東北事務所
酒田市宮海中砂畑二七一九
電話 〇三三四一三五〇一七三〇
FAX 〇三三四一三三三八六九九

河川愛護モニター募集

国土交通省では「河川愛護モニター」を募集します。

活動内容は、岩木川に関する地域住民からの情報提供や、河川関係行事等への参加です。

活動地区 三好橋から神田橋区間（岩木川左岸）

募集人員 一人

応募資格 ①岩木川に接する機会が多く河川愛護に関心を持ち、日常生活の中で知り得た情報を提供できる人（満二十歳以上、男女は問いません）

②河川愛護月間（七月）行事、モニター会議（年一回程度）

等に出席できる人

報酬 月額 四千五百円程度
期間 平成十八年七月一日から一年間

五月十九日（金）までに、履歴書及び「川とのかかわり」について簡単に記述したもの（任意様式）を郵送してください。

申し込み・問い合わせ先

国土交通省 青森河川国道事務所
河川管理課
〒〇三〇〇八三三
青森市中央三丁目一〇一三八
電話 〇一七七一七三四一四五九〇
<http://www.thr.mlt.go.jp/aomori>

関節リウマチ公開フォーラム

ー見逃すことのできないー

リウマチ由来の関節痛ー

関節リウマチは進行すると寝たきりの状態になってしまうことは知られていますが、早期発見・早期治療により病気をコントロールするためにはどうしたら良いのか、また、進行してしまった場合に外科的治療によりどのように改善されるのかを、わかりやすく専門医が講演します。

日時 三月十五日（水）

午後六時～七時三十分

会場 ふるさと交流圏民センター
オルテンシア

セッション① 『関節リウマチとの上手な付き合い方』
リウマチ指導医・内科専門医
浦田 幸朋 先生

セッション② 『関節機能の回復にむけて』
リウマチ外科専門医
若井 裕司 先生

セッション③ 『新しい薬が患者様に届くまで』
治験コーディネーター
池田 江里 先生

事前の申し込みは必要ありません。

問い合わせ先
整体会定例研究会幹事 新戸部泰輔
電話 三五一三一一一

「郷土文化誌いしがみ」刊行

郷土に残る様々な記録、伝承、風俗などを記録し、編集活動をしている「いしがみ刊行会」（代表 山谷信雄）より、このほど「郷土文化誌いしがみ第十六号」が発刊されました。

これまで主に旧森田村を中心に資料収集、編集にあたってきましたが、つがる市となった現在、調査地域や寄稿者などの範囲が拡充され、初めて目にする人にも分かりやすい内容の郷土誌となっています。定価は千円（A5版全一五六頁）、で道の駅もりたアーストップで取り扱っています。

内容 グラビア柏地区の探訪／特集

「終戦後六〇年」我が青春の銀杏ヶ丘ほか／市浦の発掘から見た十三湊と安藤氏の歴史／最近の和牛づくりについて／江戸時代の旅日記／農業新時代に生きる／藤田千吾その生涯／稲垣歴史探索をしてほか

問い合わせ先

「いしがみ刊行会」山谷信雄

電話 一六―三三八―三

青年国際交流事業に参加 しませんか

内閣府では、平成十八年度に実施する国際交流事業（「国際青年育成交流」）「日

本・中国青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」の参加青年を募集しています。

問い合わせ先

又は青森県青少年・男女共同参画課

電話 〇一七―七三―四一九二四

<http://www8.go.go.jp/youth/koyu1.htm>

税務職員募集

仙台国税局では、税務職員を募集します。

受験資格

- 昭和五十四年四月二日から昭和六十年四月一日生まれの者
- 昭和六十年四月二日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び平成十九年三月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

申込受付期間

四月三日(月)～十四日(金)

試験日 六月十一日(日)

試験内容 教養試験・専門試験

申込書の請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局

問い合わせ先

仙台国税局 人事第二課

電話 〇二二―二六三―一一一

内線 三三三六

JICAボランティア平成18年度春募集説明会

「体験談&説明会」では、実際に参加した方の体験談発表や、個別応募相談などを行います。ボランティアに興味のある方、是非お気軽にお越しください。

●「青年海外協力隊」(20才～30才)

月日	曜日	時間	会場	住所
4月14日	金	18:30~20:30	弘前市総合学習センター	弘前市大字末広4-10-1
4月15日	土	15:30~17:30	青森市・水産ビル	青森市安方1-1-32

●「シニア海外ボランティア」(40才～69才)

月日	曜日	時間	会場	住所
4月15日	土	12:30~14:30	青森市・水産ビル	青森市安方1-1-32

問い合わせ先 JICA東北 電話 022-223-4772 <http://www.jica.go.jp>

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

試験名	受付期間(最終日消印有効)	第1次試験
I種試験(大学卒業程度)	4月3日(月)～4月10日(月)	4月30日(日)
II種試験(大学卒業程度)	4月14日(金)～4月25日(火)	6月18日(日)
III種試験(高校卒業程度)	6月20日(火)～6月27日(火)	9月3日(日)

なお、申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院HP又は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 人事院東北事務局 第二課 試験係 電話 022-221-2022
人事院HP [<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

障害がある人のサービスが変更になります

平成18年
4月から

障害者自立支援法が施行され、原則として費用の1割が利用者の負担になります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。

自立支援医療（精神通院医療費公費負担・更生医療・育成医療）

所得区分	対象となる世帯 (同一の健康保険加入者)	月額負担上限	
生活保護	生活保護世帯	0円	
市民税 非課税世帯	本人または障害児 の保護者の収入が	80万円以下の人	2,500円
		80万円を超える人	5,000円
市民税(所得割) 2万円未満	育成医療以外の人	医療保険の自己負担限度額	5,000円
	育成医療の経過措置	10,000円	
市民税(所得割) 20万円未満	育成医療以外の人	医療保険の自己負担限度額	10,000円
	育成医療の経過措置	40,200円	
市民税(所得割)20万円以上		公費負担対象外	20,000円

高額治療継続者の上限：所得の低い人以外でも、高額治療継続者（重度かつ継続・継続的に相当額の医療費負担が発生する人）の場合

自立支援給付のサービス

(施設入所・通所・ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム)

所得区分	認定要件(同一の住民基本台帳の世帯)	月額負担上限
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で本人または障害児の保護者の収入(地方税法上の所得金額、障害基礎年金・特別児童扶養手当などの合計)が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で「低所得1」に該当しない人	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

減免制度(一定の要件を満たした場合)

1. グループ入所施設利用者の定率負担
2. 入所施設利用者の食費・光熱水費
3. 通所施設など利用者の食費
4. 社会福祉法人等の提供するサービス利用の場合、月額負担上限額は半額
5. 同じ世帯の中で複数のサービス利用しても月額負担上限額は同じ

現行制度の利用者には、手続きの案内を2月中に送付しています。

相談・問い合わせ先 市役所福祉課障害福祉係 内線 232 又は、各支所民生福祉課

春の全国火災予防運動

「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」(全国平成17年度統一標語)

3月1日(水)から7日(火)までの7日間、春の全国火災予防運動が行われます。

これからの季節は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火の取扱には十分に注意しましょう。

市内の平成17年中の火災発生状況

つがる市消防本部

種類	件数	種類	件数	種類	件数
建物火災	15件	車両火災	2件	死者	0件
林野火災	1件	その他火災	11件	負傷	0件

